

## 議事（6）その他

### <参考>

### 原山中学校父母と教職員の会 規 約

#### 1. 名称及び事務局

この会は印西市原山中学校父母と教職員の会といい、事務局は同校（千葉県印西市原山1-2）に置く。

#### 2. 目的

この会は、保護者と教職員が協力して、家庭と学校、地域における子どもたちの幸福な成長を追求し、地域の公益に資することを目的とする。

#### 3. 活動

上記の目的達成のために次の活動をする。

- (1) 会員の意思疎通を図るための定期的な会議
- (2) 学校行事への支援・参加
- (3) 教育環境の整備
- (4) 部活動等学校活動の支援
- (5) その他必要な活動

#### 4. 会員

この会は本校の生徒の保護者及び現職にある教職員を会員とする。

#### 5. 役職

この会に次の役職を置き、任期は1年とする。但し、再任を妨げない。また、本部役員（会長、副会長、書記、会計、学年長）は今後の再任を永久免除、それ以外の学級委員、家庭教育学級委員経験者は任期終了後5年間は再任を免除する。

会長	1名（保護者）
副会長	4名（内1名は教職員）
書記	2名
会計	2名以内（内1名は副会長が兼務出来る）
会計監査	4名（内1名教職員）
学年長	1名
副学年長	1名
学級委員	各学級3名（欠員が生じた場合補充出来る）

- (1) 会長、副会長、書記、会計は全学級委員の中から互選により選出する。
- (2) 学年長、副学年長は各学年の互選により選出される。
- (3) 学級委員は各学級の会員の互選により選出される。
- (4) 学校長は顧問として会の活動について助言することが出来る。
- (5) 家庭教育学級委員経験者は、父母と教職員の会役員経験者と同様の扱い（任期終了後5年間は再任を免除する）とする。

## 6. 組織

この会の会合は、総会・全体委員会・運営委員会・役員会とする。

(1) 総会は、この会の最高議決機関であり、次のことを決定する。

1. 事業報告・会計決算報告・会計監査報告の承認
2. 事業計画・予算の承認
3. 役員の承認
4. 規約の改正
5. その他必要事項

(2) 定期総会は年1回開催し、会長が招集し、会員の3分の2以上の出席（委任も含む）を得て成立する。議事の決定は出席者の過半数以上をもって行う。

(3) 全体委員会は全学級委員によって構成され、全校的規模の活動について協議する。会長により招集されるものとし、総会に次ぐ議決機関とする。また、会長が必要と認めた場合、総会の承認を得て特別委員会を設けることが出来る。

(4) 運営委員会は、会長・副会長・書記・会計・学年長・副学年長により構成され、必要に応じ会長より招集され、諸活動の企画・連絡・調整を図る。

(5) 役員会は、会長・副会長・書記・会計により構成され、必要に応じて会長が招集し、諸活動の企画・連絡・調整を図る。

## 7. 会計

この会の会計処理に関する事項は別に定める細則による。

## 8. 会費

会費は、年3,000円（運営費会計は1名につき2,000円、学校活動充実特別会計の収入は、1名につき1,000円）とし、教材費等引き落とし時に併せて徴収する。（引き落とし日は学校側と都度確認）。但し、転出・転入の場合は下記の金額を納付及び返納する。

- 1学期中の転出... 2,000円返納
- 2学期中の転出... 1,000円返納
- 1学期中の転入... 3,000円納付
- 2学期中の転入... 2,000円納付
- 3学期中の転入... 1,000円納付

## 附 則

1. この規約は、令和元年5月9日から一部改正して実施する。
2. この規約は、令和2年5月1日から一部改正して実施する。
3. この規約は、令和5年12月12日から一部改正して実施する。

## <参考>

### 原山中学校父母と教職員の会 会計細則

#### (総則)

第1条 この細則は、原山中学校父母と教職員の会（以下、父母教という）の規約第7の規定に基づき、会計処理に関する必要な事項を定める。

#### (会計の種目)

第2条 父母教の会計は、次のとおりとする。

- ① 運営費会計
- ② 学校活動充実特別会計

#### (会計処理の原則)

第3条 父母教の会計は、学校の活動や生徒の自治的な活動を経済的に支援することを目的にし、公正妥当な会計が行われるよう、総会で決議された予算を超える支出や費目間の流用は、全体委員会の決議を得なければならない。

#### (会計担当の職務)

第4条 運営費会計の管理及び会計処理は会計担当役員が行い、学校活動充実特別会計の管理及び会計処理は教頭が行う。

2 会計処理の内容は以下のとおり。

- ① 現金、通帳、出納帳、支払請求書・領収書等の保管・管理
- ② 収入と支出の確認・調整
- ③ 備品、消耗品等の購入
- ④ 決算報告書の作成
- ⑤ 会計監査に関する調整

(運営費会計)

第5条 運営費会計は1名につき2,000円の会費を収入とする。

2 支出項目は以下のとおりとし、周年事業と研修費の積立金口座をもつ。

- ① 運営費：事務用品費、慶弔費、保険費、学級委員活動費、リサイクル運営費
- ② 活動費：会費・負担金、行事協力費、卒業祝い、備品購入費、会費返金、周年事業積立金、研修費積立金、予備費

3 周年事業は総事業費を約100万円とし、毎年10万円積み立てる。

4 研修費は毎年10万円積み立て、基本的に3年に一度「スクアード・ストレイト等」を開催する。  
その他、必要に応じて研修を行う場合は、全体委員会で討議する。

(学校活動充実特別会計)

第6条 学校活動充実特別会計の収入は、1名につき1,000円の会費、有価物集団回収の売却代及び奨励金、市の部活動補助金を収入とし、支出は生徒会活動と部活動等学校の諸活動の充実に充てる。

2 有価物全校一斉回収による収入は、基本的に生徒会へ支出するが、生徒会の活動状況を鑑み、金額や時期については学校の判断による。

3 予備費は宿泊を伴う部活動への補助等に充てる。

(宿泊を伴う部活動への補助)

第7条 公式大会において宿泊を伴う必要が生じた場合、市からの補助を差し引いた交通費及び大会登録選手に限り宿泊費の半額(ただし上限は10万円、また個人の上限は一人6,000円)を補助する。

(決算)

第8条 各会計の管理担当者は、半期ごとに予算執行状況の報告を作成し、会計監査による監査を受けなければならない。

(会計監査)

第9条 父母教に会計監査を4名(うち1名は教職員)おき、総会で選出する。

2 会計監査は、次の事項について監査を行い、定期的に行う監査のほか、随時監査を行うことができる。

- ① 予算執行の適否
- ② 物品購入、契約の適否
- ③ 会計処理の適否
- ④ 現金、預金の確認
- ⑤ その他必要と認めた事項

3 会計監査は、年度末決算報告の監査結果を文書により総会に報告しなければならない。

(慶弔)

第 10 条 慶弔の支出は次のとおりとし、その他のものは全体委員会で承認を得なければならない。

- ① 会員及び生徒が死亡した場合 金 5,000 円
- ② 教職員の離任に際し ギフトカード等 3,000 円

(改廃)

第 11 条 この細則の改廃は全体委員会の半数以上の賛成を要する。

(委任)

第 12 条 規約並びにこの細則に定めのない事項は全体委員会の決定による。

#### 附 則

- 1 この細則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この細則は、平成 27 年 4 月 24 日から一部改正して実施する。
- 3 この細則は、平成 29 年 5 月 2 日から一部改正して実施する。
- 4 この細則は、平成 30 年 5 月 2 日から一部改正して実施する。
- 5 この細則は、令和 2 年 5 月 1 日から一部改正して実施する。
- 6 この細則は、令和 3 年 4 月 30 日から一部改正して実施する。
- 7 この細則は、令和 4 年 5 月 2 日から一部改正して実施する。
- 8 この細則は、令和 5 年 5 月 12 日から一部改正して実施する。
- 9 この細則は、令和 5 年 12 月 12 日から一部改正して実施する。

## 原山中学校区三校連絡会 規 約

<改正沿革>

平成 20 年 5 月制定  
平成 20 年 7 月 12 日 一部改正  
(会の名称の変更)  
平成 21 年 12 月 19 日 一部改正  
(パトロール名の変更)  
平成 22 年 5 月 15 日 一部改正  
(会費金額の変更)  
平成 25 年 3 月 2 日 一部改正  
(会費の廃止)  
平成 26 年 4 月 25 日 一部改正  
(目的・活動・組織の変更、委任の追加)

## 第1条（名称・構成員）

会の名称を「原山中学校区三校連絡会」とし、原山中学校区（原山中学校、原山小学校、内野小学校）内のPTA及び父母と教職員の会で構成する。

## 第2条（目的・方針）

この会は、原山中学校区の「地域力」を高め、児童・生徒の安全で充実した学校生活に資するために、3校と地域との交流の場として運営することを基本方針とする。

## 第3条（活動）

前条の方針に基づき、以下の活動を行う。その年度の活動は、状況に応じて常に見直しを行うものとし、3校の承認に基づき合同で実施する。

- （1）3校と地域の交流のための活動
- （2）中学校区内の安全確保と児童・生徒の健全育成に資する活動
- （3）その他目的達成のために必要な活動

## 第4条（事務局）

この会の事務局は原山中学校父母と教職員の会に置き、各校の窓口は教頭があたる。

- 2 事務局は、この会の運営全般をとりまとめ、会議の招集、進行、負担金の徴収を行う。

## 第5条（会議）

この会に幹事会をおく。幹事会は各校の代表と教頭、事務局で構成される。

- 2 幹事会は事務局の招集により開かれ、その年度の活動内容をとりまとめる。

## 第6条（負担金）

この会の活動に必要な経費は各校均等に負担し、事務局において徴収する。

## 第7条（委任）

この規約に定めのないものは、幹事会において決定する。

## 附 則

- 1 内野・原山地区校外担当連絡協議会は発展的な解消をし、3校連絡会として活動を継続するものとする。
- 2 この規約は、各校PTA及び父母と教職員の会総会での承認の後、発効する。

<決議用 google form>

<https://forms.gle/wSB8VLGfnS28QGf6>